

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 31 日

さいたま市長

清水 人

さいたま市規則第62号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（乳児等通園支援事業の認可等）</u></p> <p><u>第19条の7 省令第36条の36第1項の規定による乳児等通園支援事業の認可の申請は、事業計画書その他必要な書類を添えて、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第32号の13）により行うものとする。</u></p> <p><u>2 省令第36条の36第3項及び第4項の規定による乳児等通園支援事業者の変更の届出は、乳児等通園支援事業者認可変更届出書（様式第32号の14）により行うものとする。</u></p> <p><u>3 省令第36条の37第1項の規定による乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認の申請は、乳児等通園支援事業廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第32号の15）により行うものとする。</u></p> <p><u>（認可書及び承認書等の交付）</u></p> <p><u>第19条の8 市長は、乳児等通園支援事業を認可したときは乳児等通園支援事業認可書（兼）確認通知書（様式第32号の16）を、その廃止又は休止を承認したときは乳児等通園支援事業の廃止（休止）承認書（様式第32号の17）をそれぞれ申請者に交付するものとする。</u></p>	

様式第32号の12の次に次の5様式を加える。

乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

所在地  
申請者 氏名(又は名称)  
代表者 氏名

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業 ※該当する区分にチェックを入れてください。			
設置者・事業者の 主たる事業所の所在地				
	電話番号：			
	メールアドレス：			
設置者・事業者の 代表者	フリ ガナ		職名	
	氏名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

2. 添付書類（実施計画書等添付書類の一覧のとおり）

乳児等通園支援事業者認可変更届出書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

所在地  
 申請者 氏名(又は名称)  
 代 表 者 氏 名

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項又は同条第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	
	電話番号：
	メールアドレス：

2. 変更事項

- ア 施設名称等の変更 (第3項関係)
- イ 建物その他の設備の変更等 (第4項関係)

ア 施設名称等の変更 (第3項関係)

変 更 事 項 (左欄に該当するものに○をつけてください)	
	事業所の名称
	事業所の種類
	事業所の位置 (所在地)
	(法人又は団体の場合) 定款、寄付行為その他の規約

イ 建物その他の設備の変更等 (第4項関係)

変 更 事 項 (左欄に該当するものに○をつけてください)	
	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
	事業の運営についての重要事項に関する規程
	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

4. 添付書類 (別紙「添付書類一覧 (変更)」) のとおり

様式第32号の15（第19条の7関係）

乳児等通園支援事業廃止又は休止申請書  
(兼) 特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

所在地  
申請者 氏名(又は名称)  
代表者 氏名

児童福祉法第34条の15第7項の規定による事業の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
	電話番号： メールアドレス：
廃止又は休止及び辞退の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止又は休止及び確認を辞退する予定年月日	年 月 日
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日
(廃止の場合) 財産処分	

乳児等通園支援事業認可書（兼）確認通知書

第

号

乳児等通園支援事業の事業者

住 所

名 称

代表者氏名

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業の実施については、児童福祉法第34条の15第2項の規定により次のとおり認可します。

また、同日付で申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認申請については、子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定により次のとおり確認をしましたので、通知します。

年 月 日

さいたま市長

1 事業所の名称及び所在地

2 区分

3 利用定員

	(参考)		
合計	0歳	1歳	2歳
人	人	人	人

4 その他



## 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。